STOP 消費者トラブル通信 No. 8

発行　令和４年２月
金沢市ダイバーシティ人権政策課
(076)220-2095

マッチングアプリや出会い系サイト

出会い系サイトに登録して有料ポイントを５万円購入したが、結局、異性と連絡先は交換できなかった。詐欺だと思うので、クーリング・オフしたい。

相談員からアドバイス
アプリなど通信販売には、クーリング･オフの適用はありません。登録の際には、規約の内容をよく読んでから利用しましょう。
また、出会った相手から、恋愛感情を利用して投資【FX/仮想通貨】の勧誘を受ける事もあります。決断を急がされても、怪しいと思ったらその場で決断せずに家族や消費生活センターに相談しましょう。

友達から誘われても断れますか？若者にも広がるマルチ商法

友達が稼げるからとマルチ商法の契約をしたようだ。自分や周りの人に「会わせたい人がいる」などと言って「飲食」や「セミナー」に行こうと誘ってくる。どう対処したらいいか。

相談員からアドバイス
友だちや知人から勧誘されても、必要がない場合は「私はいりません！」「必要ありません！」ときっぱり断りましょう。
実態や仕組みが分からない契約は絶対にしないようにしましょう。

新電力で電気代が安くなる！？

訪問してきた事業者に検針票を見せてほしいと言われたので見せると「新電力（電力自由化）で電気料金が安くなりますよ。」と勧誘を受け契約書に署名したが不審に思えてきた。解約できるか。

相談員からアドバイス
勧誘を受けた際は、契約する前に事業者名や契約内容などをよく確認しましょう。
検針票には個人情報が記載されているため、安易に見せないようにしましょう。
電話勧誘や訪問販売で契約した場合はクーリング･オフができることもあるので、契約をやめたいときは早めに消費生活センターに相談しましょう。

絶対に儲かる副業？

趣味のＳＮＳで知りあった人から副業に誘われた。
絶対に儲かると高額なマニュアルの購入を勧められている。具体的な説明がなく不審だ。

相談員からアドバイス
マニュアルなどの情報商材は契約前に中身を確かめることができません。怪しいと思ったら契約しないようにしましょう。
そもそも絶対に儲かるなら他人に教えません！
簡単に儲かる話はないと思いましょう。

全国情報

未成年の子どもがスマホゲームで高額課金

未成年者が法定代理人（親など）の同意を得ずに行った契約は、「未成年者取消権」によって取り消すことができます。しかし、オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しく、必ず取り消されるとは限りません。まずは、課金を行ったアカウントからプラットフォーム事業者に問い合わせ、未成年者による課金だったということを申し出ましょう。

お困りの際にはお近くの消費生活センター等（消費者ホットライン 188）にご相談ください。

令和４年４月から成年年齢が１８歳に引き下げられます

成年になると、自分の意志で契約等ができる反面、「未成年者取消権」の対象外となります。少しでも怪しいと思ったら家族や消費生活センターに相談しましょう。

金沢市近江町消費生活センター

TEL 076-232-0070